商品概要説明書

カードローン

(令和3年4月1日現在)

商品名	J Aカードローン	
ご利用いただける方	○JAの組合員の方。	
	○ご契約時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満の方。	
	※ただし、契約金額が50万円以内の場合は70歳未満の方。	
	○原則として、前年度税込年収が200万円以上ある方(自営業者の方は前年度	
	税引前所得とします。)。	
	○生活の根拠が定まっている方 (農業者以外の自営業者の方については、ご本	
	人またはご家族の持ち家であること。)。	
	○JA(他JAを含む。)との間でカードローン取引を行っていない方。	
	○JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。	
	○その他 J Aが定める条件を満たしている方。	
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。	
契約金額	○10 万円以上 300 万円以内とし、10 万円単位とします。	
契約期間	○ご契約日から1年後の応答日の属する月の末日(休日の場合は翌営業日)ま	
	でとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、JAがその信用	
	状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断	
	した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満	
	65 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。また、契約金額が50万円以	
	内の場合は、満70歳の誕生日以降の契約は行いません。	
借入利率	○変動金利とします。	
	○お借入利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利	
	(短期プライムレート) により、年4回見直しを行い、4月、7月、10月	
	および1月の利息決算日(約定返済日)から適用利率を変更いたします。	
	○お借入利率には、年1.78%の保証料を含みます。	
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、JAの融資窓口へお問い合わせ	
	ください。	

	〇 <u></u>		
	○約定返済	<u>纳克运河口1.1 英国纳克运河田</u> 五	
	毎月末日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、前月約定返済日現在 のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いた		
返済方法			
	だきます。具体的なご返済額は次のとおりです。		
	前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額	
	1万円未満	前月約定返済日現在	
		のお借入残高	
	1万円以上50万円以下	1万円	
	50 万円超 100 万円以下	2万円	
	100 万円超 150 万円以下	3万円	
	150 万円超 200 万円以下	4万円	
	200 万円超 250 万円以下	5万円	
	250 万円超 300 万円以下	6万円	
	○任意返済		
	毎月の約定返済のほかに、JA窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時		
	ご入金 (ご返済) いただくことも可能です。ただし、随時ご入金 (ご返済)		
	いただきましても毎月のご返済(約定返済)をされたことにはなりませんの		
	で、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われま		
	す。		
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を10	00円とした1年を365日とする日割計	
	算とします。		
担保	○不要です。		
<i>I</i> □ =+ 1	○JAが指定する保証機関(山梨県農業信用基金協会)の保証をご利用いただ		
保証人	きますので、原則として保証人は不要です。		
手数料	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合が		
	ございます。		
	○苦情処理措置		
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、J		
	Aにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整		
	備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。		
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等		
the left to sett till titl 1. 1. 1. 1.	を受け付けております。		
苦情処理措置および	○紛争解決措置		
紛争解決措置の内容	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		
	ます。JAバンク相談所にお申し出ください。		
	山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)		
	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)		
	第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)		
	第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)		
	アー木が丌受工工(电前・03~33	01 440)	

	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士
	会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客
	様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあ
	ります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム
	等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
	のではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または
	東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審
	査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合
	もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○その他ご不明の点がございましたら、JAの融資窓口までお問い合わせくだ
	さい。

JAバンク山梨